ヘーゲルとマルクス近代市民社会批判の学としての

角

田

修

問題関心と課題設定

本稿は、ヘーゲル社会哲学の読解を基礎に、ヘーゲルとマルクスにおする近代「市民社会」批判の立場と方法の差異と関連を探る試みの一つける近代「市民社会」批判の立場と方法の差異と関連を探る試みの一つである。この大きな課題設定はつぎのような問題を残した。マルクスは、「市民社会の解剖学」を経済学批判体系のもっとも基礎となるべき「資本に、そして、六項目の経済学批判体系のもっとも基礎となるべき「資本た。そして、六項目の経済学批判体系のもっとも基礎となるべき「資本がル論理学の方法を大いに参考にして、みずからの方法を「理論的方法」と称した。マルクスが「理論的概念の完成に精力を傾けた。その際、ヘーかルショア)経済の体系」(『経済学批判への序言』一八五九年)を構想して、みずからの方法を「理論的方法」と称した。マルクスが「理論的概念の完成に精力を傾けた。その際、ヘーかルショア)経済の体系」(『経済学批判への序言』一八五九年)を構想して、みずからの方法を「理論的方法」と称した。マルクスにおりる近代、市民社会の解説を基礎に、ヘーゲルのいうである。

転化している思考過程が現実的なものの創造主であり、現実的なものはについて、マルクスは、「理念という名の、一つの自立した主体にさえ理念と善の理念、あるいは認識と行為との統一である。ヘーゲルの哲学「絶対的理念」は理論的理念と実践的理念との統一、いいかえると真のヘーゲル哲学の根本は絶対精神の「絶対的理念」にある。ヘーゲルの

念)を把握し、それを展開しようとしたのである。

念)を把握し、それを展開しようとしたのである。
これに対して、マルクスの「理論的方法」は、ヘーゲルと異なり、ある。これに対して、マルクスの「理論的方法」は、ヘーゲルと異なり、ある。これに対して、マルクスの「理論的方法」は、ヘーゲルと異なり、ある。これに対して、マルクスの「理論的方法」は、ヘーゲルと異なり、あるまで対象固有の論理を表現する概念(「資本」さらに「資本一般」の概定と記めたうえで、ヘーゲルの「理論的方法」は、ヘーゲルと異なり、あくまで対象固有の論理を表現する概念(「資本論」に対して、マルクスは「変本論」を決定したの外的現象をなしているだけだ」(『資本論』第一巻第二版後記、一ただその外的現象をなしているだけだ」(『資本論』第一巻第二版後記、一ただその外的現象をなしているだけだ」(『資本論』第一巻第二版後記、一ただその外的現象をなしているだけだ」(『資本論』第一巻第二版後記、一ただその外的現象をなしているだけだ」(『資本論』第一巻第二版後記、一ただとの外的現象をなしているだけだ」(『資本論』第一巻第二版後記、一ただその外的現象をなしているだけだ」(『資本』

しかし、そこから二つの課題が生じることになる。

「C人倫」において「家族」「市民社会」「国家」の三契機が扱われる。とした。しかし、善の理念の詳しい内容について論理学ではほとんど何とした。しかし、善の理念の詳しい内容について論理学ではほとんど何とした。しかし、善の理念の詳しい内容について論理学ではほとんど何実践的理念をもちだし、これを善の理念とし、両者の統一を絶対的理念実践的理念をもちだし、これを善の理念とし、両者の統一を絶対的理念実践的理念をもちだし、これを善の理念とし、両者の統一を絶対的理念実践的理念をもちだし、これを善の理念とし、両者の統一を絶対的理念実践的理念をもちだし、これを善の理念とし、両者の統一を絶対的理念実践的理念に基礎づけられた

がってまた彼の市民社会批判は彼の精神哲学に属している。ヘーゲルの実践的理念あるいは意志と行為にもとづく社会の哲学、した

しているからである。そこで、マルクスによるヘーゲル法哲学批判のノ あるいは断片的な叙述の背景に、ヘーゲル哲学という豊かな土壌が存在 基礎としなければならない。それは、マルクスの簡潔な定式化やテーゼ ゼの意図や内容を真に理解しようとすれば、どうしてもヘーゲル哲学を また周知のような公式化もなされてきた。しかし、それらの定式やテー もっていたが、 の手がかりがここにある。マルクスは法、道徳、 のちの ル国法論批判」として戦前版の全集(リャザノフ編集)で発表された。 に掲載された」が、そのために書かれたノートは一九二七年に「ヘーゲ 生するマルクスの近代市民社会認識である。マルクス自身が明記したよ つながる萌芽を見出すこと、これが本稿の二つ目の問題である。 ートのなかに、 いくつかの定式やテーゼをもとに、これまでさまざまな解釈がなされ った」。その仕事の「序説は一八四四年にパリで発行された『独仏年誌 もう一つの問題は、 彼の実質的に「最初の仕事はヘーゲルの法哲学の批判的検討であ 「資本」論にいたる、マルクスによる近代市民社会批判の、 体系的著作は著わさなかった。したがって、彼が残した 後のマルクスによる近代市民社会批判とその経済理論に ヘーゲルの市民社会批判に関連して、そこから派 国家に関するプランは

二つの問題は交錯する。クスの差異と関連という問題に収斂される。あるいは、少なくともこののがありて、二つの問題は、近代市民社会批判におけるヘーゲルとマル

ソシエーション社会へ、あるいはまたポスト資本主義社会としてのアソた、あらためて資本制経済の本質への批判と関連して、市民社会からアる。とくに近年、市場原理主義やグローバリズムへの批判、あるいはまへーゲルとマルクスは現代思想および現代社会科学の豊かな源流であ

のある課題である。

のある課題である。

のある課題である。

という課題が提起されている。こうした現代にバート・ウィリアムズ)という課題が提起されている。こうした現代にバート・ウィリアムズ)という課題が提起されている。こうした現代が、カリベラリズムとコミュニタリアニズムとの対立、あるいはその超克シエーションという思想の流れがある。さらに、政治・社会思想におけ

ヘーゲルにおける近代市民社会批

(1) ヘーゲル哲学体系における社会哲学の位置

ペーゲルが扱うのは、この精神哲学の第二篇「客観的精神」である。(第三版一八三○年)にみられるように(1)論理学は哲学全体の方法を扱うもの、(2)自然哲学の自然は「精神のない」ところの、理念の疎扱うもの、(2)自然哲学の自然は「精神のない」ところの、理念の疎扱うもの、(2)自然哲学の自然は「精神のない」ところの、理念の疎扱うもの、(2)自然哲学の自然は「精神のない」ところの、理念の疎扱うもの、(2)自然哲学の自然は「精神のない」ところの、理念の疎大がであり、同時に精神活動の素材となるものである。したがって、ペーゲルが扱うのは、この精神哲学の第二篇「客観的精神」である。(第三版一八三〇年)にみられている。(1)論理学(2)自然哲学(3)の表述といる。

理学 然との関係でとらえられ」る。 優位な段階に達する。 である。 てその疎外を克服し、 0) 疎外態であるのに対して、理念は精神(Geist, Spirit or Mind)におい ヘーゲル哲学の根本を貫くのは理念 (理論的精神と実践的精神) 主観的精神の考察は、 まず、 自然を前提にして本来の自由をとりもどし、 精神は、 の各段階からなるが、これは「自然に拘 人間学 これが (Idee, Idea) である。 「人間相互の関係を度外視し、 心 「主観的精神」(精神哲学第一篇) -精神現象学(意識) 自然が理念 自

『ヘーゲル用語事典』一七三ページ参照)ものといえるであろう。東されたあり方から精神が脱却して自立する過程をたどる」(岩佐ほか編

精神は本来、無限なものである。したがってこの分離は発展的に解消後者の客観的世界、これがいわゆる社会である。このように主観性ととしての現実性という形態において存在するもの」(三八五節)である。としての現実性という形態において存在するもの」(三八五節)である。としての現実性という形態において存在するもの」(三八五節)である。としての現実性という形態において存在するもの」(三八五節)である。としての現実性という形態において存在するもの」(三八五節)である。とれ、主観性(自由)と客観性(必然性)とが分離している状態における、は、主観的精神」に対して「客観的精神」(精神哲学第二篇)は、「精神「主観的精神」に対して「客観的精神」(精神哲学第二篇)は、「精神

おいて把握する哲学において、精神からなるヘーゲルの世界は完結する。また、世界を直観や表象においてとらえる芸術や宗教に対して、概念にれらは、ヘーゲルにおいては、「客観的精神」の世界よりも高次である。こされねばならない。それがヘーゲルのいう「絶対的精神」(精神哲学第三特神は本来、無限なものである。したがってこの分離は発展的に解消

客観的精神(=法哲学) ペーゲル精神哲学における主観的精神と

対比してみよう。これにより、つぎのようなことが明らかになる。ーゲルの『エンチュクロペディー』における論理学と精神哲学の構成を本項では「客観的精神」の位置や構成、内容を概観しておく。まず、へ、以上、ヘーゲル哲学体系における精神哲学の位置を簡単に示したので、

近代市民社会批判の学としてのヘーゲルとマルクス。 「b認識」「c絶対的理念」という順序になっている。このう論理学(エンチュクロペディー第一部)の第三篇「概念」「C 理念」は

る善の理念についてほとんど何も説明されていない。おいては、意志の理念、あるいは意志にもとづく活動、それが目的とす対的理念」は理論的理念と実践的理念との統一である。ただ、論理学にようとする衝動、すなわち理念の実践的活動」である。意志は「善を完成し理を求める衝動、すなわち「理論的活動」である。意志は「善を完成しち「b認識」は「認識(そのもの)」と「意志」とに分かれる。認識は真ち「b認識」は「認識(そのもの)」と「意志」とに分かれる。認識は真

そして、「Ⅱ客観的精神」に移行する。「善」はこの「Ⅱ客観的精神」 福が扱われる。「I主観的精神」は「c自由な精神」で締めくくられる。 は直観、表象そして思考、「b実践的精神」では感情、 そして「c自由な精神」からなっている。このうち「a理論的精神」で ている。そのつぎの「C 相互に承認する自己意識、 して感性的意識、知覚作用、 В そこで、精神哲学(エンチュクロペディー第三部)の構成をみておく。 「I主観的精神」における「B 道徳性」の最後に位置する。 精神」は「a理論的精神」と「b実践的精神」、 一般的自己意識、そして「c理性」が扱われ 悟性、「b自己意識」として欲望、 意識」では、「a意識そのもの」と 衝動と恣意、幸 他人を 0)

こで、 いわば 年、 観的精神」の到達点ともいえる「理性的自由 ることがわかる。これから主に検討しようとする『法の哲学』(一八二〇 いう精神の内容を簡単にみておくことにしたい の理念」 理論的精神」と重なり、 こうしてみると、論理学で扱われる「認識(そのもの)」は精神哲学の エンチュクロペディーの「Ⅱ客観的精神」はその要約である)の対象は、 「法の哲学」あるいは 「理性的自由(あるいは自由な理性という精神)」の所産である。 は精神哲学の広く「実践的精神」として、 論理学ではほとんど展開されなかった「意志 「客観的精神」 の内容に立ち入る前に、 (あるいは自由な理性)」と 詳しく展開されてい 主

精神はさしあたって意識において現れる。それはまた、さしあたり、

る一つの必然的な契機を形成している」(同)のである。 らはほど遠い。しかし、「承認のための闘争は人間的精神の発達におけ 状態において起こること」(四三二節補遺)であって、 が現れる。ただし、これはまだ「人間が個々人として存在している自然 のための闘争であるが、ここにおいてまずは「真の自由」(四三一節補遺) 自由な自己を他人に認めさせ、同時に他人を自己との同一性においてと み、そうすることによって自分を維持する(満足)。さらに、 しての意識は直接には欲望として現われ、これに対して客観は意識 自分を自分として意識することから始まる。これは自我である。 らえることは の対象として存在する。意識はその対象を自分のものとして取り込 「闘争の過程」であると理解される。この闘争は相互承認 市民社会や国家か こうした 自 一我と

奴隷の関係が生じる。棄することがある。そうすると、不平等をともなう支配と服従、主人とた相互承認のための闘争において、生命の方を守るために自由の方を放ん間にとって、生命は自由と同様に本質的なものであるから、こうし

無限の創造的活動である。 無限の創造的活動である。 に、自由な、そしてる。 に、自由な、そしてはは、 は真実を知る自由な精神であるとともに、自由な、そしてはないで自分を肯定することができる。 これが普遍的自己意識であり、自なかで自分を肯定することができる。 これが普遍的自己意識であり、自なかで自分を背定することができる。 には、 は立した個体性である。 には、 は真正な他者の

実体をとらえる。ただ、それは認識の出発点であって、いまだ対象の内的直観であり、諸規定を一つの全体に統合して対象(あるいは事象)のて思考へと展開する。直観はたんなる感性的な意識ではないところの知これが認識活動(あるいは作用)である。認識活動は直観、表象、そしこのうち、理論的精神としての自由な知性(die Intelligenz)の働き、

的認識へと至る。そして、思考は意志の実体になる。 と展開する。その結果(産物)が思想である。ここにおいて知性は理性的表情を経る。そして、思考は概念的に把握する認識活動である。思考は表象を類や法則(諸カテゴリー)に加工する悟性、個別と普遍の思考は表象を類や法則(諸カテゴリー)に加工する悟性、個別と普遍の思考は表象を類や法則(諸カテゴリー)に加工する悟性、個別と普遍のと展開する。そして、思考は意志の実体になる。

八六

的規定 展開は個別的意志のさまざまな実践的感情である。 志になる。 福という一つの普遍的なものに従属 である。 身の内部の主観的な規定である目的や関心から出発する。 な感情と好み(意向)であるが、意志はここにおいて現実的に自由な意 かし、ここでは、どこに幸福を求めるかを決定するのはあくまで主観的 志として、なお主観的精神の領域内にとどまっている限りでは、 実践的精神は自由な意志としての精神である。この意志は思考する意 (情熱や傾向性)と客観性との一致(満足)を求める衝動 第三は、 もろもろの衝動のあいだで恣意的な選択を行ない、幸 (満足)させられることである。 第二は、 意志の最初の 意志の内面 自分自 (活

神の世界を生み出すとされる。性的な意志となる。(四八一節)そして、この自由な意志が次の客観的精性的な意志となる。(四八一節)そして、この自由な意志が次の客観的精神の世界を生み出すとされる。

ィー」第一部論理学の最後に到達した絶対的理念は、理論的理念であるられねばならない。すなわち、その哲学体系である「エンチュクロペデおける理念―精神―理性―自由―意志―活動という序列の中に位置づけ以上のように、ヘーゲルのいう客観的精神の世界は、彼の哲学体系に

いては、 ての意志となる。 識」の最高の形態である。 客観的精神とに分かれる。理性は、前者の主観的精神における「B 理念は、 真の理念と、 念を現実化する。 って、理性的思考によって基礎づけられた実践的精神は自由な精神とし 精神の世界における絶対的精神にいたる過程で、主観的精神と 思考の概念的把握が理性的認識として位置づけられる。 実践的理念である善の理念との統一であった。 これが活動である。 この理性的な意志が客観的精神という存在において理 また、「C 精神」における理論的精神にお この したが 沁絶対的 意

客観的精神についてはこのことに十分に留意しなければならない。 そして、 列においては、 せば真のものにならない。 系列において各項が互いに連結するように構成されている。こうした系 理性的自由 ⁻ 意志なき自由」などはそれぞれ真の精神、理性、自由などではない ヘーゲルの哲学体系は、理念─精神─理性 精神がつくりだす客観的世界を考察するとき、それは何よりも の所産、 どの項目も、 あるいは自由な意志をもつ活動の産物である。 たとえば、 他のものを欠いてそれだけを単独に取り出 「理性なき精神」「自由なき理性 自由 ―意志―活動という

(3)「法の哲学」の概要

行なっている。 「理性的自由の哲学」とよぶのがふさわしい。先にとりあげた第二篇 のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を 要約版であるから、ここからはもっぱら『法の哲学』をとりあげること でする。(以下の引用は基本的に『法の哲学』の節番号による。『法の哲学』の であるから、ここからはもっぱら『法の哲学』をとりあげること でする。(以下の引用は基本的に『法の哲学』の節番号による。『法の哲学』の であるいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を であるいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然法と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然と国家学の要綱)』を出版したヘーゲルは、その前後に七回講義を のいは自然と国家学の要綱。

概念的把握と理性的自由にもとづく意志的活動の展開

1

哲学の一部である。 『法の哲学』は、法の理念、法の概念とその実現形態を明らかにする、

一ゲル法哲学の大きな特徴である。 生的自由」(三〇一節)にもとづく意志的活動と重なっている。これがへそれだけではない。「法哲学」の対象世界の概念的把握は、同時に「理界すなわち「法哲学」の対象となる世界の把握においても貫徹される。のして個別性にいたる推理の過程すなわち推論を理性的認識と考える。先に「思考」のところでみたように、ヘーゲルは、普遍から特殊を媒先に「思考」のところでみたように、ヘーゲルは、普遍から特殊を媒

しての世界になる。これが「法哲学」第三部「人倫」の領域である。の主体的な意志と現実性とが統一された普遍的意志が「倫理的実体」と、外的なものとしての現存世界とに分かれる。二つが相互ての「善」と、外的なものとしての現存世界とに分かれる。二つが相互に媒介しながら分裂しているなかにある主体的な意志、これが第二部「道徳性」の領域で扱われる意志は、直接的で外面的な「人格(性)」である。「法最初の個別的な意志は、直接的で外面的な「人格(性)」である。「法

2 家族—市民社会—国家

ヘーゲルの市民社会批判に焦点をあてていく。成される。ここでは、人倫を構成する三契機の関係をとりあげたうえで、成される。 第三部「人倫」は家族―市民社会―国家という三章から構

ものにとどまらず、生きている善、自己意識の行動をとおして現実性を一体化した世界のことを意味する。先の「善」もここではたんに内的なる道徳ではなく、実体となった倫理であり、主体的意志と客観的法則がまず、人倫(もしくは倫理、以下、とくに使い分けはしない)は、たんなまず、人倫(もしくは倫理、以下、とくに使い分けはしない)は、たんな

四節)。この掟が法律であり、

もつ。「その内容は、

即自かつ対自的に存在する掟と機構である」(一四

機構が家族、市民社会、

国家なのである。

人はこの義務において解放されるというのがヘーゲルの考え方である。格利は倫理的な現実世界に所属することによってかなえられる。諸個人びとを拘束する義務として存在する。むしろ、自由であるべき諸個人びとを拘束する義務として存在する。むしろ、自由であるべき諸個人にどうでもよいものではない。しかし、実体は諸個人に対して、たと人はどうでもよいものではない。しかし、実体は諸個人に対して、たと人倫が実体であるということは、諸個人は実体に対して偶有性として

ヘーゲルは、

市民社会、

国家を倫理的実体といい、これを「倫

ないくつかの特徴をもっている。学』におけるこれまでの展開から明らかなように、さしあたり次のようーゲルのいう市民社会である。ヘーゲルにおける市民社会は、『法の哲ーだれの家族が独立した、具体的人格として互いに振舞う世界がヘ

成され、

両親の死とともに解体する近代家族である

1) 市民社会は倫理的なもの(実体)の現象世界である。

- ある。 (2) 市民社会は家族におけるときのような一体性が失われた社会での時殊な諸欲求を実現しようと振舞うのが市民社会での時殊な諸欲求を実現しようと振舞うのが市民社会ではいいでのあるとすれば、各自
- 民社会である。(一八六節) に社会である。(一八六節) を場かしてのみ、自分を貫徹できる。あるいは、普遍と特殊は分裂しているので、普遍は「必然性」として存在するのが市(法則や法=権利)を媒介としてのみ、自分を貫徹できる。あるいは、普いいかえれば、各人が他人をつうじて、そしてまた普遍性という形式(3) 普遍性がこうした特殊性を媒介して現われ、貫徹する市民社会。
- な権力によるもの」ではない(同)。 (4)分散した家族の集合(die Versammlung)の具体的な仕方は、相互の分である。この面で、市民社会における人びとの集合は「威圧的に「つながりあった諸欲求とそれらの欲求の満足の相互作用によって結ながした家族の集合(die Versammlung)の具体的な仕方は、相互
- 察することをつうじて、みずからを陶冶する。(一八七節)私人たちは、知(悟性)と意志のはたらきによりこの社会の必然性を洞(5)諸個人は市民として自分の利益を目的とする私人である。しかし、

て市民社会における特殊利益を共同的なものにすること、である。 偶然性を顧慮して、行政(die Polizei)と職業団体(Korporation)によっる。第二の契機は、この欲求の体系に含まれる人格、生命、(私的)所機は、個々人が互いに労働により欲求を満足させる「欲求の体系」であ機は、個々人が互いに労働により欲求を満足させる「欲求の体系」であ機は、個を人が互いに労働により欲求を満足させる「欲求の体系」である。第一の契機はを顧慮して、市民社会は大体、この五つの特徴を有している。

系がよく知られている。欲求の体系における諸個人は、相互に承認しあ、ヘーゲルの市民社会論については、とくに第一の契機である欲求の体

は世襲制ではなく、 質的不平等を含む。これが身分(dìe Stände, Estates)である。この身分 て決まるとされるが、 人とに分けられている。 形式的に平等な諸個人であるだけではない。資産と技能における実 だれがどの身分に属すかは気質や境遇、恣意によっ 土地に密着した貴族と農民、 商工業者、 官吏と軍

のとを媒介する、 ぞれの労働における特殊性や技能に応じて市民社会の成員を組織して、 市民社会のもつ巨大な威力を制御する力である。また、職業団体はそれ するための各種の公的事業、 機である。特に行政は、私益の衝突の上からの調整、共通の利益を達成 第二、第三の契機は、いわば市民社会の内部における道徳性と国家の契 全体社会の一分肢を構成し、利己的なものと共同的なもの、普遍的なも さらに、ヘーゲルのいう市民社会には第二、第三の契機すなわち司法 職業団体が含まれることに注意しなければならない。この いわば「第二の家族の役を引き受けるもの」(二五二節 世界商業と植民(殖民)などをつうじて、

近代市民社会の批判

ヘーゲルが念頭においている社会は、当時としては先進的な近代市民

利益にもとづく行為をもとに、彼らの相互依存のうえに成り立つ社会 ころの必然性にすぎない。だから、 会的なものはただ形式的な法則や制度において、無意識のうちにあると なものにとどまっており、 (ゲゼルシャフト) である。そこでは、人びとの共同性や一体性は潜在的 「々人の生計や福祉も一つの可能性としてあるにすぎない。したがって、 市民社会は、 諸個人の自由ではあるが恣意的な欲求と利己的で特 直接的なものではありえない。 本来は普遍的資産に関わるはずの あるいは、 殊 社

限

市民社会はそのままの姿では存立しえず、 い。これがヘーゲルによる市民社会批判の最大のポイントである。 のりこえられなければならな

形式である。この思想において精神は法律と制度という思考された意志 とヘーゲルは考える。すなわち、「市民社会の発展において倫理的実体 内部で、人びとは陶冶=教養を発展させ、市民社会を意識的に制御する 機である「欲求の体系」においてだけ理解することは、「一方の原理 という形式だけでとらえ、普遍的意志を個別的意志からくる「共同のも の形をとるのである。(二五六節 は無限の形式を獲得する。」そこには二つの契機が含まれる。一つは あり、複合的もしくは重層的な構造をなしている。さらに、市民社会の のものがある種の結びつきや仲間集団、 (一八二節) にとらわれた理解である。 ヘーゲルにおいては、 るものと職業団体である。したがって、ヘーゲル市民社会論を第一の契 し、ヘーゲルのいう「普遍的なもの」をぎりぎりのところで実現するも たにすぎない、と批判する。諸個人の互いに孤立し分裂した状態を克服 の(あるいは共通のものdas Gemeinschaftliche)」(二五八節)としてとらえ したことをルソーの功績だと評価しながら、 ように、個別的意志の共通性として普遍的意志を形成するから、 ホッブズのように、ばらばらな諸個人が相争うから、 市民社会の上に必要となるのではない。ヘーゲルは、意志を国家原理と !の区別、もう一つは陶冶における普遍性の形式、あるいは思想という が市民社会の内部におかれる。それが司法活動であり、 ヘーゲルの場合、市民社会はたんにばらばらな個人の集合ではない。 諸団体を含んだ集団的なもので ルソーは意志を個別的意志 あるいはルソーの 行政活動によ 市民社会そ 国家が

0)

0) お制限された形でしか実現しないとする。「倫理的実体」が 分裂を通じて国家にまで展開する」。 しかし、ヘーゲルは、彼の考える「普遍的なもの」は市民社会ではな この展開がヘーゲルにおける 「市民社会

「国家の概念の学問的証明」である。(二五六節)

九〇

(die Vereinigung, Union) が実現するものであるとする。性という肯定面を十分に評価したうえで、この普遍性はなお制限されたこのように、ヘーゲルの市民社会批判は、市民社会がつくりだす普遍

へーゲルは一面でリアリストである。現実の国家が不完全なもので、へーゲルは一面でリアリストである。現実の国家が不完全なもので、られなくてはならない」(二六○節補遺)、というのである。 しれなくてはならない」(二六○節補遺)、というのである。

は国家社会としてみずからを総括する。このように、ヘーゲルのいう市民社会はいわば国家に吸収され、国家

問題にしてい。 のか。それを明らかにするために、マルクスのもっともまたのか。それを明らかにするために、マルクスのもっとも初期に属するノのか。それを明らかにするために、マルクスのもっとも初期に属するノーをれでは、ヘーゲルによる近代市民社会批判はなぜ不十分に終わった

三 ヘーゲルからマルクスへ

(1)「ヘーゲル国法論批判」ノート (一八四三年夏)

神 て、 く知られている。 間の「自己意識」であり、人間の「類的本質」についての知であるとし 一八七二)は『キリスト教の本質』(一八四一年、とくに第一章人間の本 九~一八八二)とエドガー・バウアー(一八二〇~一八八六)兄弟が「批 (一八三五~一八三六) で人類を主語にすえ、ブルーノ・バウアー(一八○ 題であったが、シュトラウス(一八〇八~一八七四)が 自分の本質を「疎外」していることを明らかにした。これらのことはよ 判的批判」の名による聖書批判を展開し、フォイエルバッハ(一八〇四 た。一八三○年代、ドイツではなおキリスト教に対する批判が最大の問 ヘーゲルが一八三一年に急逝した後、 (宗教) という序列において、ヘーゲル哲学とキリスト教では人間は 人間学主義を唱え、人間(その本質は愛)―理性(ヘーゲル哲学)― や『将来の哲学の根本命題他』(一八三九~四三)において、神は人 ヘーゲル学派 (学徒) 『イエスの生涯

り方を批判することでもある。 り方を批判することでもある。 り方を批判することでもある。 り方を批判する出判であり、その現状がヘーゲル法哲学に反映されている。マルクスの意図には二面性があった。一つはドイツ(プロシア)の現状に対する批判であり、その現状がヘーゲル法哲学に反映されているとみたのである。 もう一つは、近代社会の国家と法のあり方に関する最先端の理論がヘーゲル法哲学であり、その現状がヘーゲル法哲学に反映されているとみたのである。

民社会についての評注はない。また、マルクスによる市民社会批判はこ書きして、それぞれに批判を記したものである。したがって、家族、市内体制」に入る前から「a君主権」を経て「c立法権」の途中までを抜第三部人倫(倫理)第三章国家の「A国内公法 Iそれ自体としての国第三部人倫(倫理)第三章国家の「A国内公法 Iそれ自体としての国の国法論批判」である。現在残されているノートは、ヘーゲル「法哲学」、フルクスが二五歳の夏、最初にとりかかった本格的な仕事が「ヘーゲーマルクスが二五歳の夏、最初にとりかかった本格的な仕事が「ヘーゲーズ

こゝ。るマルクスの市民社会批判の内容を明らかにし、今後の展開の礎石としることにも限界がある。本項では、このノートからうかがうことのできの段階では未完であり、ヘーゲル哲学に対する批判のためのノートによ

る。 対する基本的な批判を表明している。 なっている。このように、マルクスは、 は論理の証明が問題なのであって、法哲学は論理学のたんなる添え物に れてしまう。ここに法哲学、 体は市民社会、 中の働きにすぎない。 秘主義が歴然とあらわれている。すなわち、理念が主体で、 られている、というのである。そして、ここにはヘーゲルの汎神論的神 生の下地としてあらわれ、ここから国家の火が灯り出る」、と記してい ヘーゲルにとっては、事柄(事象)の論理ではなく、論理の事柄ある マルクスははじめに、「(ヘーゲルにおいては) 家族と市民社会は国家の部分をなし、 家族、 だから主語と述語がアベコベである。 個人的自由であるのに、これらは理念の契機とさ ヘーゲル哲学一般の全秘密が隠されている。 最初にヘーゲル哲学それ自体に 国家の材料を勝手に割り当て 家族と市民社会は、 現実はその 現実的な主 暗い、

的概念から一歩も出ない。これはまやかしである。
ことが問題であるのに、ヘーゲルは理念あるいは有機体一般という抽象区分は経験的現実であるから、その特定の理念(=概念)から展開するこれはまったくのトートロジー(同義反復)である。国家のさまざまなこれはまったくのトートロジー(同義反復)である。国家のさまざまない、人工ゲルは、国家を有機体である、あるいは有機的な政治的体制であ

的な意志である。したがって、君主権は恣意である。的な意思が君主権であるということにほかならない。それは結局、恣意君主権の主体であるかのようにするのは不当である。現実的には、個人君主権について、ヘーゲルが君主権を主体とし、あたかも君主がこの

近代市民社会批判の学としてのヘーゲルとマルクス

否定し、それが流動的なものであると述べているに等しい。 にその保証を求めている。これは結局、 ある。王位の継承について、 意志の有機的組織であるかのように装うのは、 ある性行為にもとづいている。 の体制は無責任性である。 るということにある。国家主権という意志を君主の身体に求め、 ーゲル哲学の目的は、 しかも、 世襲君主を哲学上の純粋理念からでっちあげ ヘーゲルは、 世襲制は君主の身体の最高の機能で 自分から君主権の自然的契機を 国家体制という客観的な制 ヘーゲルの哲学の急所で 立憲君主制 理性的

撞着でもない。 主制の真理ではない。民主制のうちでの君主制的契機はどんな矛盾でも、 つぎに民主制について。民主制は君主制の真理であるが、君主制は民

かせようとしない。
そもそも、ヘーゲルは人間の本質を現実的、人間的現存在において働

イセン(プロシア)の国法に沿ったものである。扱われる。ヘーゲルが統治権について書いている内容は、そのままプロ的なものにするだけである。通常は、行政権と司法権とは対立物として統治権について、ヘーゲルはただ、統治権、司法権と行政権とを調和

待し、 ŋ 官僚制は、 部に対しては閉鎖的な秘事となる。権威の偶像化は官僚制の意向である。 のなかで、 抜け出せないような環のようなものである。 0) て団体自治が置かれている。 組織である。 ヘーゲルは行政を官僚制として展開する。そして、 官僚制は国家の中の団体 そうしてお互いをだましあうのだ。官僚制は国家を私物化し、外 上部は下部に細事を期待し、下部は上部に普遍への洞察を期 形式的目的と実際的目的との間の衝突に陥る。 官僚精神は神学的精神、官僚組織は僧侶共同体である。 団体は市民社会の中の官僚制 (市民社会)である。 その位階制 官僚制は実践的幻想 官僚制 (ヒエラルキー) 誰もそこから (国家) の前提とし であ

方では物質主義、他方では精神主義がある。をえない。官僚の生活は立身出世の手段であり、物質的生活である。一式的やり方、原則、見方、仕来りのメカニズムといったものにならざる官僚制内部では、ひどい物質主義、受動的服従、権威信仰、固定した形

は、 突から想像上の有機的統一へ逃げている。 ーゲルはこれらの権力の違った原理を展開しないで、 はっきりとさせた。 対立を、合憲的な働きと実際の働きとの二律背反におきかえて、 スに言わせれば、「ここに衝突がある。」ヘーゲルは、 権力であるから、 提だというコメントを述べているが、立法権は普遍的なことを組織する 憲法にかなった一つの権力であり、憲法に包摂されている。 立法権について。 憲法 国家の諸権力の有機的統一とヘーゲルはいうが、 (体制) を越えた広がりをもつ。 ヘーゲルは立法権についてだけは憲法が これらの現実的衝 憲法と立法権との 他面で、 立法権 矛盾を マルク 前

公共事も、それ自体が主体とされてしまう。(へーゲルにおいては、現実的主体の自由は形式的な自由にすぎない。

活と政治的生活との分離を望まず、反映関係を忘れて市民的身分をその の本質的あり方を変えない反映関係として言い表す。 のたんなる政治的形式主義とよび、 的身分として政治的国家に対置する。③立法権の議会的要素を市民社会 民社会の特殊利益と対置し、両者の衝突を描き出した。 議会は古い世界観を新しい世界観であるかのように解釈するまやかしで まま政治的身分とする。 会的要素との統 ヘーゲルの二面性、 が実現することを望んでいる。 あるいは矛盾は、一方では、 彼は結局、 市民社会の国家への反映関係、 国家の内部で、 ヘーゲルのいう身分制 市民社会の身分と議 ①国家の普遍事を市 他方で、 ②市民社会を私 市民的 国家 生

したがって、ヘーゲルがとがめられるべきは、彼は現代国家のあり方

ある。だと称するからである。ここには理性的現実と非理性的現実との矛盾がだと称するからである。ここには理性的現実と非理性的現実との矛盾がをあるがままに描かずに、現にある姿を国家というものの本質的あり方

のである。
一つの本質の上での区別(抽象的対立)と現実的対立とを混同している現実的対立」は君主制国家と市民社会にあいだにあるのに、ヘーゲルはニチュアにしてしまう。「真の現実的な両極」「相互に相容れない本質の真の対立物はじつは君主と市民社会であるのに、ヘーゲルは国民をミ

2)マルクスによる近代市民社会批判

民社会あるいは国家への批判をどのように書き記したのか。わっている。では、マルクス自身はこの批判の中で、みずからの近代市うなものであるが、彼の批判的コメントは「二院制」についての節で終ーマルクスによるヘーゲル法=国家哲学に対する批判の要点は以上のよ

ている。 であるから、 な領域の純粋な観念性は、 は明らかに民主制を志向する。さらにまた、 であると、ヘーゲルとは反対のことを述べている。 とだけであると述べている。国家は現存している衆人から出てくるもの う自然的土台と、市民社会という人工的土台なしにありえないというこ 察すべきである。 マルクスはまず、 実在する対象の概念を明らかにするという課題をみずからに提起し すなわち、 国民の主権か、君主の主権か、これが問題である。 マルクスにおいては国民だけが具体的で現実的な主体 現実的な主体から出発して、 ヘーゲルにおいて合理的なことは、 ただ学 (問)としてのみありうると述べてお 家族のような一つの現実的 この主体の客体化を考 したがってマルクス 国家は家族とい

ゲルは、国務と活動が人間的な、社会的な機能であることを忘れ、人間また、国務や権力は誰かの私有物ではないとヘーゲルはいうが、ヘー

体制としてあるあり方である。家体制の本質は「社会化された人間」であり、それが一つの特殊な国家由な活動の産物という、本来のあり方においてあらわれる。あらゆる国由な活動の産物という、本来のあり方においてあらわれる。とマルクスの社会的性質の活動様式にほかならないことを忘れている、とマルクス

定として展開される。社会的あり方を展開すべきであるのに、ヘーゲルでは意志の本質の諸規様式であり、それは人間の本質の現実化であり、客体化である。個人のとは現代的産物である。家族、市民社会、国家などは人間の社会的存在とは現代的産物である。家族、市民社会、国家などは人間の社会的存在

かありえない。」にたんに思想のなかでだけでなく、特殊的利益になるということでしにたんに思想のなかでだけでなく、特殊的利益になるということでし「官僚制の廃止は、普遍的利益が現実的に、すなわちヘーゲルのよう

題で、マルクスは無条件にこれを肯定する。は、国民は自分たちのために新しい憲法をつくる権利があるかという問家は市民社会のうちにではなく外に在る。」したがって、正しい問い方統治の代表者は市民社会に対立する国家の代表である。「つまり、国

代の国家機構のあらゆる矛盾が凝集している。国家と市民社会との間の総合(ジンテーゼ)である。議会のうちに、現共事を必要とし、そこにおいてみずからを対象化するのである。議会はなければならない。本当は、公共事は現実的主体が彼らの事柄として公立法権が総体である以上は、むしろ君主権と統治権は立法権の契機で

との分離はフランス革命で完了した。個人の自由な意志を原理とする私るのは歴史のうえで一つの進歩である。政治的身分である公民と、市民批判するが、国民が政治的には平等で、市民社会の生活上で不平等であへーゲルは身分というまとまりによって市民社会の原子論的あり方を

個人的存在が究極の目的であり、労働、活動等々はその手段である。受と享受能力である。今日の市民社会は個人主義の原理の徹底である。的領域である市民社会では金と教養が標識となり、市民社会の原理は享

現代の文明は、人間の対象的本質を一つのたんに外的な、物質的なあ現代の文明は、人間の対象的本質を一つのたんに外的な、物質的なある。これがマルクスの書き記した結論であった。これがマルクスは予告したが、この章は結局書かれなかった。この概念把握は…独自な対象の独自な論理をつかむところにある。これがマルクスの書き記した結論であった。これがマルクスの書き記した結論であった。

四 まとめと課題

は、ヘーゲルの政治=社会哲学からすれば当然のことである。 とづく、上からの行政活動によって克服される(プリッダートー九九○)のた。その問題点は、市民社会の構成要素である職業団体と、この市民社会の政治的国家への反映でもあり、また国家主権すなわち君主権にもとづく、上からの行政活動によって克服されるべきものと考えた。したとづく、上からの行政活動によって克服されるべきものと考えた。したはできない。ヘーゲルがその時代の官房経済学やイギリス古典派経済学の批判者たちの成果を吸収したものとされる(プリッダートー九九○)の批判者たちの成果を吸収したものとされる(プリッダートー九九○)の批判者たちの成果を吸収したものとされる(プリッダートー九九○)の批判者たちの成果を吸収したものとされる(プリッダートー九九○)のれ、ヘーゲルの政治=社会哲学からすれば当然のことである。

近代市民社会の延長においてではなく、資本を主体とする経済という

れることである。 種の理念的意味内容をもつものではなくなっていくことは容易に予想さ 社会」という用語それ自体が、 たがってまた概念的に把握することである。そのことによって、「市民 ではなく、 の意味で正反対のものであった。一つは、いうまでもなく理念上の解決 市民社会の問題点を国家という理念において解決するヘーゲルとは二つ となった。その最初のステップがヘーゲル法哲学批判であった。それは て「資本の経済学」にいたることによって、それは理論的に可能なもの 超える次の新しい社会(アソシエーション社会)の可能性を展望したのが 近代市民社会の本質的概念においてこれを批判的に把握し、 あたり呼んでいるが、その実在する対象の本質を理論的に把握する、 を志向することである。第二は、この社会を市民社会という名前でさし マルクスである。「市民社会の解剖学」としての経済学の批判をつうじ 現実的な主体である人間とその社会における実践による解決 自由で自立した諸個人の集合体という一 市民社会を

おきたい。

おきたい。

なお、本稿ではヘーゲルの国家論さらにマルクスの国家論との関係になお、本稿ではヘーゲルの国家論さらにマルクスの国家論との関係になお、本稿ではヘーゲルの国家論さらにマルクスの国家論との関係になお、本稿ではヘーゲルの国家論さらにマルクスの国家論との関係になお、本稿ではヘーゲルの国家論さらにマルクスの国家論との関係に

文献一覧:

G.W.F.Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, Werke 7, Suhrkamp,1996.Elements of the Philosophy of Right, translated by H.B.Nisbet, Cambridge University Press,1991. ヘーゲル「法の哲学」(藤野・赤澤訳、『世界の

名著35 ヘーゲル』中央公論社、一九六七年、所収)。

G.W.F.Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse 1830, Dritter Teil, Die Philosophie des Geistes Mit den mündlichen Zusätzen, Werke, 10, Suhrkamp,1995.Hegel's Philosophy of Mind, translated by W.Wallace, Oxford University Press, 1971.ヘーゲル『精神哲学』(船山信一訳、岩波文庫版、上・下、一九六五年)。

G.W.F.Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse 1830,Erster Teil, Die Wissenschaft der Logik Mit den mündlichen Zusätzen, Werke 8,Suhrkamp,1973. Hegel's Logic, translated by W.Wallace, Oxford University Press, 1975.ヘーゲル『小論理学』(松村一人訳、岩波文庫版、上・下、一九五一~五二年。

Karl Marx Friedrich Engels Gesamtausgabe (MEGA) ,Erste Abteilung, Band 2, Dietz Verlag Berlin,1982.Karl Marx, Early Writings, translated by R.Livingstone and G.Benton,Penguin Books,1992.マルクス『ヘーゲル法哲学批判序論 付国法論批判その他』(真下信一訳、大月書店、国民文庫版、一九七○年)。

有井行夫『マルクスの社会システム理論』有斐閣、一九八七年。

アヴィネリ『終末論と弁証法

マルクスの社会・政治思想』(Shilomo

Avineri, The Social and Political Thought of Karl Marx,Cambridge University Press,1968)中村恒矩訳、法政大学出版局、一九八四年。

未来社、一九七八年。 of The Modern State,Cambridge University Press,1972)高柳良治訳、アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』(Shilomo Avineri, Hegel's Theory

学出版局、一九七〇年。

学出版局、一九七〇年。

学出版局、一九七〇年。

学出版局、一九七〇年。

学出版局、一九七〇年。

学出版局、一九七〇年。

生松敬三『社会思想の歴史――ヘーゲル・マルクス・ウェーバー』(一九六 九)岩波現代文庫版、二〇〇二年

岩佐茂・尾関周二・島崎隆・高田純・種村完司 ト・ヘーゲル・マルクス』有斐閣、一九八六年。 『哲学のリアリティ カン

岩佐茂・島崎隆・高田純編『ヘーゲル用語事典』未来社、一九九一年。

岩佐茂・島崎隆編『精神の哲学者へーゲル』未来社、二〇〇三年

角田修一 『生活様式の経済学』青木書店、一九九二年。

角田修一 『「資本」の方法とヘーゲル論理学』大月書店、二〇〇五年。

角田修一「分析的方法を基礎とする守征法的方法――ヘーゲル、マルクス、 見田右介」関西唯物論研究会編『唯物論と現代』第三九号、二〇〇七年

梯明秀『ヘーゲル哲学と資本論』 未来社、 一九五九年。

形野清貴「市民社会論の射程」関西唯物論研究会編『唯物論と現代』第三 九号、二〇〇七年五月。

粂康弘「市民社会の解体とヘーゲル哲学の崩壊」『思想』六五六号、一九七 九年二月号。

小松善雄「現代の社会=歴史理論における市民社会概念の考察」東京農業 大学産業経済学会『オホーツク産業経営論集』第八巻第一号(通巻九号)、 九九七年一二月。

牧野広義『哲学と知の現在』文理閣、二〇〇四年。

マクレラン『マルクス主義以前のマルクス』(David McLellan, Marx Before Marxism,1st.,1970,2nd., 1980 ,Great Britain)西牟田久雄訳、 書房、一九七二年。

Revolution,N.Y.1954.)枡田・中島・向来訳、岩波書店、 ーゼ 『理性と革命』(Herbert Marcuse, Reason and 一九六一年。

向井俊彦 『唯物論とヘーゲル研究』 文理閣、 一九七六年。

近代市民社会批判の学としてのヘーゲルとマルクス

長洲一二「ヘーゲル国法論批判」『マルクス・コンメンタールI』(一九五

三)現代の理論社、一九七五年、所収

尼寺義弘『ヘーゲル推理論とマルクス価値形態論』晃洋書房、 一九九二年、

第一部第一章。

尼寺義弘「ヘーゲルの政治経済学の研究」「ヘーゲルの 第八~一〇章所収) 義・藤井政則・尼寺義弘『現代倫理の危機』文理閣、二〇〇七年三月、 的活動」「ヘーゲル《法の哲学》の『欲求の体系』の経済分析」(牧野広 『理性の狡智』と目

プリッダート、B.P.『経済学者へーゲル』(一九九○) 神山訳、御茶の水書房、一九九九年。 高柳・滝口・早瀬・

リーデル『ヘーゲル法哲学』(一九七〇)清水・山本訳、 福村出版、 九七

ウィリアムズ編『リベラリズムとコミュニタリアニズムを超えて』 島崎隆『ヘーゲル弁証法と近代認識』未来社、一九九三年。

Studies in Hegel's Philosophy of Right, N.Y.,2001.) 中村・牧野・形

(Robert R. Williams ed., Beyond Liberalism and Communitarianism:

野・田中訳、文理閣、二〇〇六年

吉田傑俊 山口定『市民社会論 歴史的遺産と新展開』有斐閣、二〇〇四年。 『市民社会論 その理論と歴史』大月書店、二〇〇五年。

注

1 命論と初期マルクス」で触れたので、ここでは省略したい。 については、拙著『生活様式の経済学』(一九九二)第一章 六○)、有井行夫(一九八七)などの先行研究がある。これらの先行研究 わが国では、長洲一二(一九五三)、梯明秀(一九五九)、細見英(一九 ヘーゲル 「法の哲学」とマルクス「国法論批判」との関連について、 「ヘーゲル生

マルクーゼ『理性と革命』(一九五四)は、 ヘーゲルの体系を概観し、

入門書である。社会会と国家」からマルクスの社会思想の展開を簡潔にまとめたすぐれた社会と国家」からマルクスの社会思想の展開を簡潔にまとめたすぐれた生松敬三『社会思想の歴史』(一九六九)は、ヘーゲルにおける「市民

好著である。「ヘーゲル国法論批判」もかなり詳細に検討している。『経済学=哲学草稿』にいたるマルクスの生涯とその理論的発展を扱ったマクレラン『マルクス主義以前のマルクス』(一九七○、一九八○)は、

- ② ウィリアムズ編『リベラリズムとコミュニタリアニズムを超えて』(二○○四)、吉田傑俊(二○○五)、形野清貴(二○○七)をあげておきものはない。最近の市民社会論として、小松善雄(一九九七)、山口定らが大きいものであるが、ヘーゲルからマルクスへという関連で論じたろが大きいものであるが、ヘーゲルからマルクスへという関連で論じたらが大きいものであるが、ヘーゲルからマルクスへという関連で論じたらが大きいものであるが、ヘーゲルからマルクスへという関連で論じたらが大きいものであるが、ヘーゲルからマルクスへという関連で論じたい。また、ヘーゲル法哲学と彼の経済学研究に関する研究として尼寺をい。また、ヘーゲル法哲学と彼の経済学研究に関する研究として尼寺をい。また、ヘーゲル法哲学と彼の経済学研究に関する研究として尼寺をい。また、ヘーゲル法哲学と彼の経済学研究に関する研究として尼寺をい。また、ヘーゲル法哲学と彼の経済学研究に関する研究として尼寺をい。また、ヘーゲル法哲学と彼の経済学研究に関する研究として尼寺をいる。
- 高崎隆氏は、「ヘーゲルの文献学的研究がおおむね峠を越し」、これに
 島崎隆氏は、「ヘーゲルの文献学的研究がおおむね峠を越し」、これに
- において現象したものとみている。そして、ギリシャ人とローマ人はま④ ヘーゲルは、承認の闘争と主への服従は、人間の共同生活のはじまり

知られている。(四三四節補遺) 端緒である、そして主人もまた真に自由ではない、と述べたことはよく分の我欲をこえているから、主人よりも高い地位にいる、服従は自由の分の我欲をこえているから、主人よりも高い地位にいる、服従は自由のかあるとは認識しなかった」と解説している。(四三三節および補遺) まがあるとは認識しなかった」と解説している。(四三三節および補遺) まがあるとは認識しなかった」と解説している。(四三三節および補遺) まがあるとは認識しなかった」と解説している。(四三三節および補遺) まがあるとは認識している。(四三四節補遺)

- 出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。出発点とし、また到達点にしようとしていたことがうかがえる。

- 一部、尼寺義弘訳、晃洋書房、一九九四年)。 関連して、ヘーゲル『イェーナ精神哲学』(一八〇五/〇六 実在哲学の
- あることも明言されている。 素材を取り入れず、普遍的なもの、あるいは概念が自己展開するもので七、二四、三一節を参照。ただし、ヘーゲルの概念弁証法は、外部からては三一節で明言されている。普遍―特殊―個別の弁証法については、⑦ 「法の哲学」における方法が「論理学」を前提にしていることについ
- なものを自分のなかに含む。(四節補遺を参照)あるとされる。したがって、ヘーゲルにあっては、意志のほうが理論的なわち、思考が自分に存在を与えようとする衝動としての思考が意志で精神は思考一般であるのに対し、意志は特殊な仕方の思考である。す
- 職業団体をあげている(二五五節)。 一節補遺)。また、国家の倫理的根源(die Wurzel, root)として家族と⑪ ヘーゲルは国家の土台(die Basis)として家族と身分をあげる(二〇

- そのあり様を明らかにしている。あったが、一八三〇年の革命によってその理論体系が崩壊するとして、あったが、一八三〇年の革命によってその理論体系が崩壊するとして、有機的に組織する身分と職業団体こそがヘーゲル市民社会論の独自性で粂(一九七九)は、経済学の扱う物象化された個人を超えて諸個人を
- る。 のたとするマルクス「経済学批判への序言」(一八五九年)の理解と異なったとするマルクス「経済学批判への序言」(一八五九年)の理解と異なら概念である国家と社会との一体性に反対し、国家から相対的に自立したので、アリストテレスからカント、ルソーにいたる伝統的な市民社したので、アリストテレスからカント、ルソーにいたる伝統的な市民社) リーデル(一九六九)は、ヘーゲルは古典政治学と近代自然法に対決)
- 念であると述べている。(p.114-115,訳一七三~一七四ページ)の段階で、①人間主義的である②ヘーゲルにはない人類の自由を含む③の段階で、①人間主義的である②ヘーゲルにはない人類の自由を含む③の マクレラン(一九七○、一九八○)は、マルクスの民主制の概念はこ

(本学経済学部教授)